

諫早市下水道事業中期経営計画 (前期)

平成19年2月

諫 早 市

目次

1	計画策定の趣旨	1
	(1) 社会的背景	
	(2) 事業の現状	
	公共下水道	
	特定環境保全公共下水道	
	農業・漁業集落排水施設	
	浄化槽市町村整備推進事業（市設置型浄化槽）	2
	浄化槽設置整備事業（個人設置型浄化槽補助）	
	(3) 事業の課題	
2	事業運営の基本方針	
	(1) 計画の位置づけ	
	(2) 計画策定の期間	3
	(3) 事業運営の目標	
	収支に関する目標	
	接続率に関する目標	
	(4) 経営基盤強化への取組に係る基本方針	4
	事業の見直し	
	収益改善・効率化対策	
	経営改善体制づくり	
3	事業計画	5
	(1) 中期財政収支計画	
	収支計画	
	起債残高	
	(2) 中期指標	6
	(3) 将来需要予測	
	(4) 主要施策	
	公共下水道	
	特定環境保全公共下水道	
	農業・漁業集落排水施設	7
	浄化槽市町村整備推進事業（市設置型浄化槽）	
	浄化槽設置整備事業（個人設置型浄化槽補助）	
	(5) 設備投資計画	
4	経営基盤強化への取組	8
	(1) 収益改善・効率化への取組	
	接続率の向上	
	使用料、負担金・分担金の改定	
	収入の確保	9
	経費の節減	
	計画的な組織運営	
	(2) 経営改善体制確立への取組	
	経営戦略会議の設置	
	人材育成	
	企業会計の導入	10
	経営の透明性の確保	
5	計画達成状況の公表	
	(1) 公表時期	
	(2) 公表方法	
	(3) 計画達成状況の評価方法	

1 計画策定の趣旨

(1) 社会的背景

本市は、健康で快適な生活環境の確保を図るとともに、本市を囲む海域（有明海・大村湾・橘湾）や諫早湾干拓調整池、河川、水路等の水質改善対策の大きな柱として、下水道事業に重点的に取り組んでいる。

しかしながら、近年の社会経済情勢の著しい変化や地方行財政を取り巻く厳しい環境の下で、将来にわたり持続的にその目的を達成していくためには、下水道事業が位置づけられている公営企業としての効率化・安定化等の経営基盤強化へ向けたこれまで以上の取り組みが求められているところである。

また、本市は、平成17年3月1日に1市5町の合併によって発足してから間もなく、旧市町制度の暫定施行をはじめとする事務事業等の見直しが必要な過渡期にある。

以上のことから、中期経営計画を策定し、下水道事業の経営改善に向けて取り組むものとする。

(2) 事業の現状

本市の下水道事業は、合併前の旧市町からの事業を概ねそのまま引き継いだものである。以下、平成17年度末現在の状況を述べる。

公共下水道

諫早湾処理区と大村湾処理区（諫早地区、多良見地区）で事業を進めている。諫早湾処理区では、高度処理を行っている。事業認可面積は1,888.7ha、供用開始面積は1,118.3ha、供用開始率は59.21%である。

特定環境保全公共下水道

高来地区、小長井地区、田結地区（未供用）で事業を進めている。事業認可面積は479.0ha、供用開始面積は238.0ha、供用開始率は49.69%である。

農業・漁業集落排水施設

小ヶ倉、長田、赤崎・黒崎、本明・目代、長田東部、上名、下名・慶師

野、本村・万灯、田尻・杉谷、唐比、山口の11地区で供用開始済み、本野、小野島・川内・宗方、田原、遠竹、古場の5地区で整備中である。なお、平成18年度末に本野地区の一部と遠竹、古場の2地区において供用開始を行う予定である。事業採択面積は498.0ha、供用開始面積は340.8ha、供用開始率は68.43%である。

浄化槽市町村整備推進事業（市設置型浄化槽）

高来地域において、公共下水道事業計画区域外の404世帯を対象として浄化槽を設置し、管理するものであり、52世帯が整備済みである。

浄化槽設置整備事業（個人設置型浄化槽補助）

公共下水道事業と集落排水事業の計画区域外または7年以上整備が見込まれない地域において、浄化槽設置に対する補助を行っている。17年度の実績は230件である。

(3) 事業の課題

人口減少と行財政改革の流れの中、公営企業としての下水道事業経営の健全化が不可欠であり、効率的な事業展開のためのあらゆる方策を講じていかなければならない。

このため、経営の見通しを踏まえた事業手法・内容の検討、収益改善・効率化対策、持続的な経営改善体制づくり等に強力に取り組む必要がある。

2 事業運営の基本方針

(1) 計画の位置付け

「諫早市総合計画」の基本計画においては、森と海の再生プロジェクトとして下水道など生活排水対策の推進が掲げられており、「諫早湾干拓調整池水質保全計画(第2期)」や「諫早市生活排水処理基本計画」においては、水質保全のための目標が定められており、これらを達成するための事業推進が求められている。

また、本市は、平成17年度に「諫早市行政改革集中改革プラン」を策定し、合併による行財政改革の効果を最大限に活かすとともに、合併後に委ねられた各種事務事業の調整など、さらなる行財政改革を果たす姿勢を打ち出しているところである。

このような中、本市は、長期的視点から現状や課題等を踏まえたうえで、計画性・透明性の高い公営企業経営の推進の基本となる指針を示す必要があると考え、平成19年度から平成28年度を計画期間とする長期経営計画として「諫早市下水道経営戦略プラン」を作成した。

今回策定する「諫早市下水道事業中期経営計画」は、以上の計画を踏まえて、今後の下水道事業の中期的な経営基盤強化の方針を明らかにするものである。

(2) 計画策定の期間

開始年度	終了年度
平成19年度	平成23年度

(3) 事業運営の目標

収支に関する目標

管理運営費のうち、総務省が定める繰出基準に相当する経費を除く部分に対する使用料の割合が7割程度以上となるよう努める。

参考：平成18年度の繰出基準外管理運営費に対する使用料収入の割合 使用料 1,207,218 千円 / 繰出基準外管理運営費 1,945,634 千円 × 100 = 62.0 (%)
--

接続率に関する目標

下水道事業全体（浄化槽事業を除く）の接続率が75%以上となるよう努める。

参考：平成17年度末の接続率 73.15%

(4) 経営基盤強化への取組に係る基本方針

事業の見直し

後年度の起債償還による負担を減らすため、生活排水対策の効率的・効果的な推進を念頭に置きつつ、可能な限り、事業期間の延長や事業の縮小、集合処理から個別処理への転換等の手法を用いた事業の見直しを行う。なお、各処理区の中において、相応の使用料収入が見込まれる区域については優先的に整備を行う。

収益改善・効率化対策

接続率の向上や使用料の改定等による収入の増加・確保を図るとともに、経費の節減による収益改善対策を講じ、一般会計からの繰入金を圧縮できるよう努める。また、人員の計画的配置等により、事業量に適応した合理的な組織運営を図る。

経営改善体制づくり

経営改善の取り組みを持続させるため、経営戦略を立案し実行する体制を確立し、経営計画に沿った事業経営を行うとともに、企業会計を導入することにより、資産の適正な維持管理と経営状況の正確な把握を行う。

また、経営の透明性を確保することにより、経営効率化の徹底を促すとともに下水道事業と料金に対する利用者の理解を得られるようにする。

3 事業計画

(1) 中期財政収支計画

収支計画

(単位:千円)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
歳 入	分担金・負担金	269,731	196,131	113,078	120,881	127,460
	使用料	1,401,291	1,528,994	1,754,306	1,792,474	1,836,244
	国庫支出金	1,485,192	1,718,636	1,681,726	1,560,861	1,172,741
	繰入金	2,616,528	2,986,734	3,011,631	2,879,104	2,598,918
	市債	1,875,400	2,008,300	1,831,600	1,969,800	1,974,200
	その他	6,789	6,048	4,645	3,008	1,766
	計	7,654,931	8,444,843	8,396,986	8,326,128	7,711,329
歳 出	公共下水道管理費	988,137	1,113,161	1,113,637	1,139,277	1,128,319
	集落排水管理費	314,292	329,523	271,881	271,318	282,479
	公共下水道建設費	2,998,315	3,057,395	3,036,587	3,020,403	2,565,275
	集落排水建設費	750,733	1,251,083	1,176,663	1,076,883	865,323
	公債費	2,574,479	2,688,338	2,792,941	2,812,570	2,863,989
	その他	28,975	5,343	5,277	5,677	5,944
	計	7,654,931	8,444,843	8,396,986	8,326,128	7,711,329

起債残高

(単位:千円)

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
43,004,854	43,433,907	43,599,222	43,893,175	44,153,166

(2) 中期指標

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
普及率 (%)	69.7	70.8	72.7	74.5	77.5
接続率 (%)	72.1	73.8	74.0	74.8	75.4
汚水処理原価	357	373	376	381	380
使用料単価	155	161	179	177	175
経費回収率 (%)	43	43	48	47	46
使用料収入 / 繰出 基準外管理運営費 (%)	67	67	75	73	73

普及率 = 排水処理可能人口 / 行政人口 × 100

接続率 = 供用開始区域内水洗化世帯 / 同世帯数 × 100

汚水処理原価 = 年間汚水処理費 / 年間有収水量

使用料単価 = 使用料収入 / 年間有収水量

経費回収率 = 使用料単価 / 汚水処理原価 × 100

(3) 将来需要予測

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
処理区域内人口	80,000	81,500	85,000	88,000	93,000
年間有収水量(千m ³)	9,062	9,488	9,787	10,132	10,505

(4) 主要施策

本計画期間中に実施する主な事業は、以下のとおり。

公共下水道

処理区(施設)名	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 ~
大村湾南部浄化センター H5 ~	●				▶	
大村湾処理区(諫早) H6 ~						▶
大村湾処理区(多良見) H6 ~						▶
諫早湾処理区 S57 ~						▶

特定環境保全公共下水道

処理区(施設)名	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 ~
高来处理区 H9 ~						▶
小長井処理区 H8 ~						▶
田結処理区 H15 ~						▶
飯盛処理区		●				▶

農業・漁業集落排水施設

処理区（施設）名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24～
本野地区 H14～	→					
遠竹地区 H14～	→					
田原地区 H15～	→					
古場地区 H15～	→					
小野島・川内・宗方地区 H17～				→		
伊木力・元釜地区	●→					→
有喜・松里地区					●→	→

浄化槽市町村整備推進事業（市設置型浄化槽）

平成20年度からは新規の設置は行わず、これまでに設置した浄化槽の維持管理のみを行う。

浄化槽設置整備事業（個人設置型浄化槽補助）

これまでの実績と集合処理計画の見直し等を勘案して、整備目標と補助の規模を検討する。また、集合処理計画から浄化槽整備への転換等における浄化槽の面的整備の促進策や適正な管理のための啓発・支援措置についても検討する。

(5) 設備投資計画

（単位：百万円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
公共下水道事業	1,769	2,105	2,360	1,956	1,491
特定環境保全 公共下水道	1,153	876	600	988	998
農業集落排水事業	705	1,205	1,131	1,031	819
計	3,627	4,186	4,091	3,975	3,308

4 経営基盤強化への取組

(1) 収益改善・効率化への取組

接続率の向上

下水道への接続について、下水道事業推進員による面接や広報誌、チラシ、依頼文等を通じて、効果的な推進を図る。特に接続の促進体制については、活動強化のための見直しを図る。さらに、接続強化月間の設定等による集中的な取り組みを行う。また、水洗便所改造に対する支援措置についても、より効果を上げるための見直しを行うとともに、浄化槽を廃止しての下水道接続を促進する方策についても検討する。

使用料、負担金・分担金の改定

使用料については、全下水道事業を統一することとし、総務省が基準としている 20m^3 当たり 3,000 円の水準に到達するよう見直す。この場合、急激な負担増が発生する利用者も想定されるため、平成 19 年度から 20 年度までは、公共下水道の多良見処理区水準の 20m^3 当たり 2,500 円程度とする経過措置を設ける。なお、料金表については、現在の適用使用者数が最も多い公共下水道の諫早処理区を基本として見直すこととする。

負担金については、公共下水道においては事業費の 5% を受益者負担金で賄うこととされており、面積で割り戻した単価が諫早負担区の 1m^2 当たり 700 円に近いことから、この金額を基本としつつ新規整備区域からの適用について検討する。

分担金については、これまでの農業集落排水事業と特定環境保全公共下水道事業が 1 建築物ごとの負担を前提としていること、農業集落排水事業の分担金（1 戸当たり 154,000 円）が 1m^2 当たり 700 円をもとに算定されていることを踏まえつつ、各事業の諸条件の違いや公平性を勘案したうえで内容について検討する。また、公共下水道事業の計画区域外からの流入についても、分担金の制度化を検討する。

収入の確保

料金未納者に対する夜間徴収や他部局との連携等による収納率の向上を図り、収入の確保に努める。

経費の節減

維持管理費について、効率化の観点から民間的経営手法の導入も視野に入れながら委託方法・内容や金額、契約方法等についての見直しを行う。また、油を流さない等の下水道の適正使用に関する啓発活動を行い、下水道への負荷の軽減による維持管理費の節減を図る。

このほか、複数の処理場の集中管理や遠隔操作等の検討を行い、効率的な維持管理の手法の導入を図る。

計画的な組織運営

建設事業、維持管理、経理、計画、その他の事務について、業務量に関する計画的な見通しを立て、人員の適正配置を行う。

(2) 経営改善体制確立への取組

経営戦略会議の設置

下水道事業の経営見通しに基づいて経営計画の策定をはじめとする基本的方針を示すため、都市整備部長、次長、下水道担当課長ほか担当職員による「下水道事業経営戦略会議」を設置し、経営戦略に関する協議、立案を行う。

人材育成

日本下水道事業団や日本下水道協会等の下水道関係機関・団体が行う様々な研修の機会を通じて、経営、計画、財務等に精通した職員の育成に努める。また、下水道担当主任による勉強会の開催など、担当職員同士での意見や情報の交換を活発化し、知識技能の伝達や目的・問題意識の明確化を図る。

企業会計の導入

企業会計の導入（地方公営企業法の財務規定等適用）について、平成24年度からの導入を目途として準備を行う。まず下水道台帳の電算化を行い、資産の調査や資料の整理、情報の入力等を行う。3事業に分かれている特別会計の1本化についても検討する。また、会計システム、各種例規等の整備が必要であり、先行事例等を調査しながら年次的に準備を進める。

経営の透明性の確保

本計画や各種経営指標等については、本市のホームページ等を通じて公表するとともに、下水道事業全般に関して、ホームページの充実や各種冊子等により住民への情報提供を行う。また、使用料や負担金・分担金の改定にあたっては、可能な限り根拠を公表する。このほか、アンケート調査やヒアリング、Eメールなど様々な手法を通じて住民意見の把握に努め、経営の参考とする。

5 計画達成状況の公表

(1) 公表時期

中間報告 平成22年7月

最終報告 平成24年7月

(2) 公表方法

計画達成状況については、市ホームページ及び市政情報コーナーで公表する。

(3) 計画達成状況の評価方法

本計画に示す指標について、実績値と比較し、平成22年に中間評価、平成24年に計画期間全体を通じての最終評価を行う。